

公 示 日 : 2024 年 9 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 24a00617

国 名 : ドミニカ共和国

担 当 部 署 : ドミニカ共和国事務所

調 達 件 名 : ドミニカ共和国持続可能な社会経済開発政策策定及び実施能力
強化アドバイザー業務 (政策策定)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 政策策定
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 10 月下旬から 2026 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 3.0
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 準備業務 5 日、現地業務 15 日、整理業務 3 日
- ・ 第 2 次 準備業務 20 日、現地業務 15 日、整理業務 12 日

本業務においては複数回 (全 2 回を想定) の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は「7. 業務の内容」に示す期間の中で提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 カ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記 (1) の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、

契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度（2025年2月頃）
- 2) 2025年度（2026年2月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
 - (2) 見積書提出部数：1部
 - (3) 提出期限：2024年9月25日（水）（12時まで）
 - (4) 提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

☆ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

◇ 評価結果の通知：2024年10月4日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定しま
す。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価
結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	政策分析、政策策定に係る各種業務
対象国及び類似地域	ドミニカ共和国或いは中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ドミニカ共和国は民主主義や法の支配を尊重する国として価値観を同じくする
各国との間で関係性を強めている他、小島嶼国開発途上国（SIDS）の中でも一定の
発言力を有し、また中米統合機構（SICA）の中でも高い存在感を有する国である。
近年は、COVID-19 禍下において、特に主要産業のひとつである観光業が激しく落

ち込んだこと等から、2020年は社会経済全体として深刻なダメージを受けたが、その後、COVID-19禍が落ち着きを見せる中において、経済状況が回復しており、COVID-19禍前の安定した成長軌道に乗りつつある。GDP成長率は、2020年に-6.7%に減少したものの、2021年には堅実な政策対応に支えられて12.3%に力強く回復し、2022年も4.95%となり、2021年の名目GDPは94,243百万ドルと、カリブ地域で最大の経済規模を誇る国となっている。

このように経済成長が順調に進む一方で、都市問題、環境問題、成長産業が限定的であること、都市と地方の格差、農村地域における労働の担い手の減少等の課題は依然山積しており、現場レベルでの課題の詳細や原因等が政策の中で十分に反映されていない状況も存在し、政策の策定・実施能力に改善の余地がある。ポストコロナの新しい局面に入り、これまでにないイノベティブでサステイナブルな取り組みの導入のニーズも高まっており、2024年の大統領選挙の結果を踏まえた新しい政府方針が打ち出されるタイミングにおいて、同国政府としてより現場のニーズを踏まえた実効性のある政策の検討が求められている。

このような背景から、本事業は、当国の持続可能な社会経済開発の促進に向けて、政策対話等を通じて日本の開発経験の共有、新政権における国家開発計画の策定や個別省庁の開発戦略策定に資する助言を提供する事業として要請されたものである。

本事業では、各省庁の政策策定の監理・側面支援の責務を担う経済企画開発省を主要カウンターパート（以下、「C/P」）機関とし、同機関から支援の要望を受けている雇用、保健、教育、障がいと開発の4つの分野を優先セクターに据え、我が国の政策策定に係る類似事例の経験・教訓を元に、C/P機関と伴走する形で同分野の政策策定及び政策の実施に係る技術的指導・助言を行うもの。

なお、本事業では①長期専門家（2024年9月～2026年8月）、②本業務従事者、③優先セクターの有識者派遣（調査団派遣）の3つの投入を想定している。特に、本事業では複数のセクターを取り扱うことから、優先セクターに係る知見・経験を有する有識者を調査団として複数回派遣²し、同有識者らを主軸に政策対話を展開する予定。長期専門家及び本業務従事者は同有識者らが政策対話を行う上で必要となる事前の情報収集と現状整理を必要に応じて支援し、また政策対話の内容・結果を受けて、策定されていく政策の実施状況のモニタリング・評価を行い、改善案と提言をまとめていくことが期待される。その際、長期専門家はC/Pの開発部局

² 各分野の有識者は年に1～2回程度の派遣を想定。

に配置・常駐することから、同専門家が中心となって C/P 機関及び関係省庁からの情報収集や各種調整、政策実施状況の定点観測等の事業の全体監理を行うこととし、本業務従事者は長期専門家及び当該有識者らと連携し、日本或いは他国の政策策定の優良事例・手法の整理とモニタリング・評価のフレームワークの作成・運用支援をすることが期待される。本事業において作成される同フレームワークは事業実施中にパイロット的に運用し、長期専門家・各有識者と共に実施状況を細かに確認しながら、C/P 機関及び適宜各省庁へ情報共有・協議しながら、改善していくことが望まれる。

7. 業務の内容

本業務従事者は優先セクターにおける日本或いは他国の政策策定の優良事例・手法の整理とモニタリング・評価のフレームワークの作成・運用支援をすること。

なお、事業の対象となる政策について、C/P 機関から要望を受けている雇用、教育、保健、障がいと開発を主軸とし、それぞれ想定される行政機関である商工省、教育省及び高等教育省、保健省、労働省等及びその傘下の公的機関を対象に業務が行われることを想定しているが、政策分野・対象機関はこれに限定するものではなく、C/P の要請を受けて臨機応変に対応することが求められる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024 年 10 月下旬～2024 年 11 月上旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ドミニカ共和国政府作成の関連政策関係書類及び報告書、学術論文等を参照し、ドミニカ共和国の優先セクターの現状と課題を把握する。
- ② これまで日本が実施してきた同分野の協力の概要を把握・分析、また日本の政策策定及び実施における好事例と教訓についてとりまとめ、C/P へ共有できるように準備を行う。
- ③ ドミニカ共和国事務所および長期専門家・各有識者と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン (和文・西文) を作成し JICA ドミニカ共和国事務所による確認ののち提出する。併せて、中南米部中米カリブ課にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務 (2024 年 11 月中旬～2024 年 12 月上旬のうちの 15 日間 (1 回))

- ① 現地業務開始時に、JICA ドミニカ共和国事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 経済開発企画省及び関係省庁からドミニカ共和国における優先セクター政策に関する情報収集、ヒアリングを行い、特に雇用、保健、教育、障がいと開発に関する政策策定及びその実施状況を把握する。
- ③ (1) ②において取りまとめた日本の政策策定及び実施にかかる好事例及び教訓をC/Pに紹介するワークショップ、或いは、講演を行う。
- ④ 現行の政策策定プロセスについて、政策実施過程におけるモニタリング・評価の方針を確認し、モニタリング・評価フレームワークの作成を支援する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書案(和文・西文)をJICA ドミニカ共和国事務所・C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA ドミニカ共和国事務所に現地業務結果を報告の上、第1次整理業務の方向性や第2次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次整理業務(第1次現地業務終了後～2025年2月中旬)

第1次現地業務の現地業務結果報告書(和文・西文)をJICA ドミニカ共和国事務所・C/P 機関に提出し、報告する。併せて、中南米部中米カリブ課にもデータを送付する。

(4) 第2次準備業務(2025年3月～2025年7月)

定期的な会議を行い、事業の適切な進捗に向けて各種助言を行いつつ、第2次現地業務に係る渡航前にかかるワークプラン(和文・西文)を作成、ドミニカ共和国事務所による確認の後提出する。併せて、中南米部中米カリブ課にもデータを送付する。

- ① 第1次現地業務以降新たに策定された優先セクターの政策の具体的な内容や実施状況、モニタリング結果等を分析し、情報を整理する。
- ② 長期専門家・各有識者、カウンターパートからの定期的な進捗情報を基に、事業の適切な実施促進に向けた各種分析、提言を行う。
- ③ JICA ドミニカ共和国事務所と連絡・調整の上、第2次現地業務に向けた業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン(和文・西文)を作成しJICA ドミニカ共和国事務所による確認ののち提出する。併せて、中南米部中米カリブ課にもデータを送付する。

- (5) 第2次現地業務（2025年8月～2025年9月のうちの15日間（1回））
- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② (4) ①において整理した情報を元に、C/P 機関と共に策定された政策の実施状況を確認し、また改善策について協議し、改善策の方針・提言等をまとめる。
 - ③ 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書案（和文・西文）を JICA ドミニカ共和国事務所・C/P 機関に提出し、報告する。
 - ④ JICA ドミニカ共和国事務所に現地業務結果を報告するとともに、第2次整理業務内容を精査、計画する。
- (6) 第2次整理業務（第2次現地業務終了後～2026年8月下旬）
- ① 第2次現地業務の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA ドミニカ共和国事務所に提出し、報告する。併せて、中南米部中米カリブ課にもデータを送付する。
 - ② 長期専門家、各有識者、カウンターパートからの定期的な進捗情報を基に、事業の適切な実施促進に向けた各種分析、提言を行う。
 - ③ 事業終了時点での優先政策における、モニタリング・評価の進捗状況を JICA ドミニカ共和国事務所、長期専門家、C/P 機関とともに取りまとめる。
 - ④ 専門家業務完了報告書（和文・西文）をドミニカ共和国の政策策定及び実施に関する提言を含めて作成し、JICA ドミニカ共和国事務所に提出し、報告する。併せて、中南米部中米カリブ課にもデータを送付する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 和文・西文をデータにて提出。

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時に調査・協議結果等を中心に記載。
・和文・西文をデータにて提出。

(3) 専門家業務完了報告書（和文・西文各2部）

2026年8月31日(月)までに提出。

業務完了報告書（和文・西文）を、JICA 中南米部中米カリブ課及びドミニカ共和国事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した資料については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

特になし。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12月中旬よりC/P機関を含むドミニ

カ共和国政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、2月上旬から12月上旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント以外に、6.業務の背景及び7.業務の内容に記載の通り、長期専門家（2024年9月～2026年8月）を配置しており、同専門家と連携して業務に従事していただくことを想定しています。。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舎手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり（※長期専門家の車両を使用）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時におけるG/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：経済開発企画省内における執務スペース提供予定（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICAドミニカ共和国事務所から配付しますので、ドミニカ共和国事務所代表アドレス dn_oso_rep@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・ドミニカ共和国優先政策策定計画 2025-2028（スペイン語）

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地

業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上